

		事業年度			法人名												
(事業税)	前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細						前事業年度の法人税割額の明細											
	摘要		課税標準		税率 (100)		税額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		23		兆 十億 百万 千 円					
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業																	
	所得割	所得金額総額	34	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		法人税割額	24							
		所得金額	35			/		兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定寄附金税額控除額	25							
	付加価値割	付加価値額総額	36	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		税額控除超過額相当額の加算額	26							
		付加価値額	37			/		兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	27							
	資本割	資本金等の額総額	38	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		外国の法人税等の額の控除額	28							
		資本金等の額	39			/		兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人税割額の控除額	29							
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業																	
	収入割	収入金額総額	40	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	30							
		収入金額	41			/		兆 十億 百万 千 円		納付すべき法人税割額 24-25+26-27-28-29-30	31							
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																	
	所得割	所得金額総額	42	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		③のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	32							
		所得金額	43			/		兆 十億 百万 千 円		差引法人税割額 31-26-32	33							
	付加価値割	付加価値額総額	44	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		(この欄は、前記の明細欄の金額を転記する。)								
		付加価値額	45			/		兆 十億 百万 千 円										
	資本割	資本金等の額総額	46	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円										
		資本金等の額	47			/		兆 十億 百万 千 円										
	収入割	収入金額総額	48	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円										
		収入金額	49			/		兆 十億 百万 千 円										
	合計事業税額 35+37+39+41+43+45+47+49				50													
	事業税の特定寄附金税額控除額				51													
	仮装経理に基づく事業税額の控除額				52													
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額				53													
	納付すべき事業税額 50-51-52-53				54													
	(特別法人事業税)	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																
		所得割	55	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	兆 十億 百万 千 円											
			56															
		資本割	57	兆 十億 百万 千 円		収入割	兆 十億 百万 千 円											
			58															
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																
		所得割	59	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	兆 十億 百万 千 円											
			60															
	資本割	61	兆 十億 百万 千 円		収入割	兆 十億 百万 千 円												
		62																
	摘要		課税標準		税率 (100)		税額											
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		63		兆 十億 百万 千 円		0.0											
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		64		兆 十億 百万 千 円		0.0											
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		65		兆 十億 百万 千 円		0.0											
	合計特別法人事業税額 (63+64+65)				66													
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				67													
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				68													
	納付すべき特別法人事業税額 66-67-68				69													